

毎週 火曜日・金曜日（祝祭日に当たるときは翌日発行） 発行人 大分県 編集 佐伯印刷株

（定価 一箇年 三万八千八百八十円）

# 大分県報

平成二十八年  
号外（九四）  
六月三十日

（木曜日）

## 目次

告示

農業振興地域整備基本計画の変更……………一

## ○告示

大分県告示第三百六十六号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第五条第一項の規定により、農業振興地域整備基本方針を変更したので次のとおり公表する。

平成二十八年六月三十日

大分県知事 広瀬勝貞

平成二十八年六月三十日

大分県報号外（告示）

一

制 定	昭和45年3月
変 更	昭和51年3月
変 更	昭和60年8月
変 更	平成14年3月
変 更	平成22年12月
変 更	平成28年6月

## 農 業 振 興 地 域 整 備 基 本 方 針

大 分 県

# 目 次

第 1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な考え方	1
2	農用地等の確保のための施策の推進	1
3	農業上の土地利用の基本的な方向（農業地帯別）	2
第 2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	6
第 3	農業生産基盤の整備及び開発に関する事項	9
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	9
2	農業地帯別の農業生産基盤の整備構想	9
3	広域整備の構想	11
第 4	農用地等の保全に関する事項	13
1	農用地等の保全の方向	13
2	農用地等の保全のための事業	13
3	農用地等の保全のための活動	13
第 5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	14
1	経営規模の目標	14
2	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	16
第 6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	18
1	重点作物別の構想	18
2	農業地帯別の構想	19
3	広域整備の構想	25
第 7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	26
1	農業の担い手の確保・育成のための施設の整備状況と基本的方向	26
2	多様な担い手の確保・育成にむけた施設整備	26
3	多様な担い手の確保・育成のための活動	26
第 8	農業経営の規模の拡大等と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	28
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	28
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	28
第 9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	29
1	生活環境施設の整備の必要性	29
2	生活環境施設の整備の構想	29

## 第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

### 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する基本的な考え方

農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、県民へ安全・安心な食料を安定的に供給する能力を確保する観点から集団的な農地や農業生産基盤整備事業等の対象地等の優良な農地について、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下、「法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境や生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図るうえでも必要である。

本県における農用地区域内の農地面積は、平成26年においては、約5万3千6百ヘクタール（荒廃農地を除く。以下同じ。）となっているが、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進により、平成37年の確保すべき農用地区域内の農地面積については、約5万2千3百ヘクタールを目標として設定する。

### 2 農用地等の確保のための施策の推進

農用地区域内農地の確保と地域の農業振興に関する考え方を示すものである農業振興地域整備計画に関する事務は、自治事務とされており、市町村が主体的にその策定・管理に取り組むものである。したがって、市町村は、本方針に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進める。

#### (1) 農地の保全・有効利用

農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の再生利用活動への支援等により荒廃農地の発生抑制・再生・有効利用を推進する。

#### (2) 農業生産基盤の整備

農地中間管理機構との連携を図りつつ農地の大区画化、汎用化や畑地かんがい施設の整備を推進するとともに、農業用排水施設の機能の安定的な発揮のための補修・更新を実施する等、地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

#### (3) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとするとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

なお、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要になる場合であっても、農用地利用計画の尊重と農用地区域内におけ

る土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務に鑑み、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう調整に努めるものとする。

#### (4) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化、その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

#### (5) 推進体制の確立

農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、このため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、県においては、県農林業団体、都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、中小企業団体連合会その他県の関係団体を代表する者から必要に応じ、幅広く意見を求めるものとする。市町村においては、関係農業団体、商工会議所、商工会、その他市町村の関係団体及び集落代表者から必要に応じ、幅広く意見を求めるものとする。

### 3 農業上の土地利用の基本的な方向（農業地帯別）

#### (1) 東部農業地帯

この地帯は、美しい自然環境と全国でも有数の温泉資源を利用した観光レジャー施設や歴史、遺産を有しており、また、クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環として世界農業遺産に登録されている。また、IC産業等の先端技術企業が多数立地した地域であることから、豊かな自然を活かした農林水産業と観光の連携を保ちながら、ハイテク産業などとの共生を図る。あわせて、大分農業文化公園を核に周辺地域の交流施設を有機的・広域的に結びつけ、グリーン・ツーリズム等による都市と農村の交流や地産地消活動を促進する。

また、この地帯は、温暖な気象条件を有するほか、都市近郊で空港等交通網の要衝にあるなど農業上の有利な条件を備えている。今後とも、このような利点を生かし、沿岸部の果樹のほか、施設野菜や花きの団地化を進め、それぞれの作目の振興を図る。

また、この地域は、地形的に農業用水が不足していることから、ため池等水利施設を維持・更新していくとともに安定水源の確保に向けた取組が必要である。

このような観点からこの地帯の土地利用の基本方向は次のとおりとする。

##### ア 両子山麓（国東半島東部地域）

この地域は、両子山を中心に丘陵性の山脈と小河川が扇状にひろがり、この河川に沿った狭長な平地と丘陵地から形成されている。丘陵地については、みかん園等として利用されてきたが、価格低迷等により、荒廃園が発生している。今後は、野菜、果樹、花きの施設園芸品目の導入をさらに進めるとともに、みかんの荒廃園や遊休農地を利用してかぼす・オリーブや茶の新産地を育成する。

また、畜産では、中山間部の遊休農地を利用した低コスト放牧による肉用牛の増頭を進める。

##### イ 八坂川水系

本流域の平坦部には水田が帯状に連なり、丘陵地一帯には相当規模の樹園地が形成されハウスみかんを中心とした柑橘産地となっており、ほかに茶の団地も形成されている。

しかし、各農家の耕地が散在していることから、集落営農を進めるとともに、リース農園等により、柑橘、野菜、花きを含めた園芸作物及び茶園の団地化や酪農、肉用牛、養鶏等の畜産の振興を図る。

##### ウ 高崎山以北

鶴見山系の山岳が東西に延び、その山麓では、田、畑、果樹園等が散在している。土壌条件、団地条件は一部を除き良好とはいえないが、水利条件を整備して主として野菜、花き、果樹等の園芸作物や肉用牛の振興を図る。

## (2) 中部農業地帯

この地帯は、海に面した平坦部から標高800 mの高冷地に至る変化に富む気象条件を有するほか、都市近郊に立地していることや温暖な気候に恵まれていることなど、農業上の有利な条件を備えているが、県都大分市を中心として、住宅、工業施設、商業施設等の非農業部門の土地需要が増大し、近郊農地の相当部分が、都市計画区域内となっている。農業生産の面においてはこのような立地条件を考慮し、都市近郊とその周辺部では、その地理的条件を活かして周年野菜を中心とした施設園芸の展開を図り、中山間部では、地域に適した作目の生産振興を図るほか、草地や水田、荒廃農地等の利活用により、肉用牛を主とした畜産の振興を図る。

また、沿岸部においては、うんしゅうみかん、中晩柑及びかぼす等の果樹の銘柄産地の育成を進める。

このような観点からこの地帯の土地利用の基本方向は次のとおりとする。

### ア 大分川大野川水系

由布岳、九六位山等の山岳地帯を背後地として大分川、大野川による沖積平野があり、すでに水利条件の整備が整い、土壌条件や傾斜条件、団地性がすぐれているが、大分市では、市街地の拡大による非農業部門の土地需要の増大による周辺農用地のかい廃が進んでいる。

このようなことから、大分市においては、都市近郊農業の利点を活かしたおおば、みつば、にら等の野菜や果樹、花き等による農地の有効利用を進める。由布市においては、集落営農の推進による生産性の高い水田農業を展開するとともに、豊かな草資源を活用した肉用牛繁殖経営の規模拡大を図る。

### イ 臼津地域

この地帯は、山岳が海にせまり、リアス式海岸の地形となっている。農業生産の面では、温暖な気候を生かした柑橘を中心に野菜や米、畜産等が盛んであるが、柑橘については、価格低迷や生産者の高齢化により、園地の荒廃が進んでいることから、今後は、セミノール(サンクイーン)、不知火(デコポン)等の収益性の高い中晩柑への更新とかぼすの生産拡大を図る。

水田及び基盤整備された畑地を中心とした露地野菜等の土地利用型農業や、集落営農の推進による生産性の高い水田農業を展開する。あわせて、トマト、ピーマン、にら等の施設園芸の団地化並びに経営規模の拡大を図る。

## (3) 南部農業地帯

この地帯は沿岸部が豊後水道に面したリアス式海岸に沿って開け、急峻な山を背に段々畑が形成されており、内陸部は祖母傾山系に連なる山々に囲まれ豊富な山林資源を有している。沿岸部は温暖な気候を利用した柑橘の生産地が形成されているが、生産者の高齢化等により、栽培面積は減少している。また、いちごやキク、スイートピー等による施設園芸の振興が図られているが、高品質化と産地拡大の促進が課題である。

また、平坦部や中山間部では水田の基盤整備が進んでいるが、水稻の単作利用が主体であり、麦や大豆、飼料作物等を導入した農地の高度利用による低コスト化に取り組む必要がある。

このようなことから、番匠川水系の両岸に帯状に小団地で分布する水田と南部海岸及び背後地の山岳地帯の緩傾斜地との一体的な土地利用により、生産性の高い施設園芸による団地化や集落営農を推進する。

## (4) 豊肥農業地帯

この地帯は標高約20 mから約800 mに至る間に耕地が分布し、本県最大の畑作地帯となっており、ほ場整備事業や中山間地域総合整備事業等によって生産基盤と生活環境の一体的整備が行われている。また、大野川水系上流部では国営大野川上流農業水利事業により整備され

た大蘇ダムの受益地として、畑地かんがいによる新たな畑作営農体系が確立され、生産及び品質の向上を図っている。

今後も、整備された農業生産基盤と恵まれた気象条件を活用して、畜産や野菜、果樹・花き等の振興を図る。さらに、本地帯を通る中九州横断道路が、平成30年には竹田ICまで供用開始予定であり、交通の利便性を活かして本地域を農産物の供給基地として検討していく必要がある。

このような観点からこの地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。

#### ア 大野川水系上流部

阿蘇外輪山に連なる台地と本水系との上流域には、肥沃な耕地のほか、豊富な草資源を有する原野が存在する。野菜では、平成22年度に設立された「とまと学校」で西日本有数の夏秋トマト産地の担い手を育成している。露地野菜については、大野川上流地区の用水施設も活用しながら、レタス・キャベツ・スイートコーン等の野菜を中心に作付けを行い、高冷地野菜の銘柄産地の育成を図るとともに、冬場の代表的作物として人参の生産振興を図る。

畜産では、九州でも有数な草原地帯を生かして、豊富な草資源を活用した低コストで高品質な肉用牛生産を推進する。

#### イ 大野川水系中流部

本水系流域では、耕地は丘陵台地の畑作地帯と盆地や谷間に形成される水田地帯に開かれている。

従来から県内有数の農業地帯であるが、特に野菜については都市部への供給基地として重要な役割を担っている。農用地の基盤整備については、かんがい排水事業や畑地帯総合整備事業により、パイプライン等かんがい施設の整備が進んでいる。また、この生産基盤を活用し、野菜や花きにおいて、ピーマンや白ねぎ、キク等で新規就農者の確保・育成が進んでいる。畜産については、水田を利用した飼料作物の栽培や肉用牛の放牧による低コスト生産を行っている。今後は、現在の生産基盤を中心に産地拡大を図る。

### (5) 西部農業地帯

この地帯は九重山群の山麓に広大な原野が展開し、温泉資源を活用した観光施設と農業が共生した飯田高原地域及び玖珠川流域に田畑が連続する玖珠九重地域と、周囲を山に囲まれた盆地底に水田、中間部に果樹園、周辺山地には県内最大の林業地帯を有する日田地域の3つに大別される。農業生産においては、飯田高原地帯、玖珠九重地域では肉用牛や米を中心に、市場競争力のある野菜、花きの産地づくりを図り、高品質でブランド力の高い生産物の供給に努め、中山間部においては、集落営農による水田農業の効率的な営農を進める。

日田地域では肉用牛、乳牛等の畜産、なし等の果樹、野菜が地域の基幹作物となっているが、低コストで高品質な農畜産物の生産を基本に地域特性を生かしたブランド力の高い個性ある農産物で、地理的条件を活かし県外都市部市場まで視野に入れた農業を展開する。

以上の観点から、当地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。

#### ア 飯田高原地域

本地域は温泉・観光と農業の融合により、6次産業化を推進するとともに、豊富な草資源を活用した畜産や夏季冷涼な気候を活かした高原野菜、水田農業の振興を図る。

#### イ 玖珠九重地域

本地域の中山間部では、集落営農による担い手の確保、育成を行い、荒廃農地の拡大を防ぐ。

また、玖珠川流域に広がる水田については、規模拡大と低コスト生産を図るため、農作業受委託や大規模農家への土地の集積や集落営農を推進する。

#### ウ 日田地域

(ア) 津江地区は山間部で起伏に富んでいることから、集团的農地が少なく、ほ場整備が遅れて

いることから、きのこを含めた林業との共生を図る。

(イ) 大山地区は周辺部に森林地帯が広がり、大山川を中心に水田及び果樹園として土地利用がなされている。地域特性を活かした個性的な野菜・果樹が多種にわたり生産されており、直販施設を核とした6次産業を推進する。

(ウ) 日田・天瀬地区は日田盆地底部と中間台地にまとまった耕地があり、すでに水利条件の整備が進められていることから、土壌条件、傾斜条件、団地性にすぐれ、米、麦、大豆の土地利用型農業による大規模経営体の育成や集落営農を推進し、水田の高度利用を図る。

また、梨選果場を核にした果樹産地の拡大や野菜、畜産の振興を進める。

#### (6) 北部農業地帯

この地帯は干拓事業や駅館川農業開発事業等により農地の造成や大規模ほ場整備が行われ、本県最大の穀倉地帯であるとともに、果樹、野菜などの大型産地が育成されている。また、大消費地である北九州地域に通ずる国道10号や東九州自動車道が開通するなど農業生産に有利な条件を備えている。また、この地帯は、工業面でも自動車や窯業、電気機械、食料品の製造業を中心に集積が進んでおり、中津市の自動車組立工場や、豊後高田市の大分北部中核工業団地等を中心にさらなる産業の集積が期待されている。

このようなことから、本地帯は、宇佐平野を中心に進められてきた大規模ほ場整備地区においては、米、麦、大豆の土地利用型農業による大規模経営体への農地の集積や集落営農を進め、農地の高度利用を図る一方、ぶどう、柑橘類等の果樹の振興と立地条件を活かしたねぎ等の野菜、花き、茶、しいたけ、畜産などの産地化を図る。

このような観点からこの地帯の土地利用の基本的方向は次のとおりとする。

##### ア 山国川水系

本水系に広がる沖代平野は水利条件、土壌条件、傾斜条件、団地性にもすぐれていることから、米・麦・大豆の輪作体系による生産性の高い土地利用型農業と施設園芸を主体として進める。中山間部では地域の多様な条件を生かした野菜、果樹の産地育成を図るとともに、畜産では、飼料畑を活用した低コストな酪農経営を進めるとともに、肉用牛では高品質肉用牛生産を基本とした地域内一貫経営による銘柄化を図るなど、安定的な経営を促進する。

##### イ 駅館川水系

駅館川両岸は沖積平野で形成されるが、水田については、すでに用排水施設の整備と生産の合理化が積極的に進められてきており、土壌条件、傾斜条件、団地性がすぐれている。

また、山間部の丘陵地帯では西日本有数のぶどう団地を有しているが、生産者の高齢化などにより、園地の荒廃が進行しているため、機械化による作業性重視の園地の再造成など基盤整備を行い、ワイン用ぶどうの導入や有望品種への改植や施設化を積極的に進める。

畜産では、豊かな土地基盤を背景に自給飼料生産を拡大し、肉用牛などの里山放牧や荒廃農地、棚田を利用した放牧による有畜農業を推進する。

##### ウ 桂川水系

この地域では、温暖な気象条件を活かして、干拓地を中心に白ねぎ、背後地にいちご、花き等の施設栽培、中山間部に米、丘陵地にかぼす等の果樹が栽培されている。また、畜産のウェイトが高く、中でも、肉用牛は、地域農業の主要品目となっている。今後は、地域の主要品目については、リース事業を活用した施設の団地化を図る。



第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
東 部 農 業 地 帯	別府地域 (別府市)	都市計画法の市街化区域並びに防衛庁施設用地及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 2,163ha 農用地面積 ( 387ha)	
	杵築地域 (杵築市)	都市計画法に基づく都市計画区域内の用途地域(以下「用途地域」という。)及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 24,862ha 農用地面積 ( 5,183ha)	
	国東地域 (国東市)	用途地域並びに臨港地区及び空港、規模の大きい森林等を除いた区域	総面積 27,791ha 農用地面積 ( 5,407ha)	
	姫島地域 (姫島村)	臨港地区及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 656ha 農用地面積 ( 103ha)	
	日出地域 (日出町)	用途地域及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 6,583ha 農用地面積 ( 1,400ha)	
	地帯計		総面積 62,055ha 農用地面積 ( 12,480ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
中 部 農 業 地 帯	大分地域 (大分市)	都市計画法の市街化区域並びに自然公園法の国立公園の特別保護地区及び規模の大きい森林、防衛庁施設用地、離島等を除いた区域	総面積 26,331ha 農用地面積 ( 4,412ha)	
	臼杵地域 (臼杵市)	用途地域及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 18,941ha 農用地面積 ( 2,809ha)	
	津久見地域 (津久見市)	用途地域並びに離島及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 5,534ha 農用地面積 ( 542ha)	
	由布地域 (由布市)	用途地域並びに防衛庁施設用地及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 22,793ha 農用地面積 ( 4,997ha)	
	地帯計		総面積 73,599 ha 農用地面積 ( 12,760 ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
南部農業地帯	佐伯地域 (佐伯市)	用途地域並びに離島及び規模の大きい森林、自然公園法の国定公園の特別保護地区、臨港地区、離島等を除いた区域	総面積 35,261ha 農用地面積 (2,242ha)	
	地帯計		総面積 35,261ha 農用地面積 (2,242ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
豊肥農業地帯	竹田地域 (竹田市)	用途地域並びに規模の大きい森林及び自然公園法の国定公園の特別保護地区を除いた区域	総面積 40,436ha 農用地面積 (8,580ha)	
	豊後大野地域 (豊後大野市)	用途地域並びに規模の大きい森林及び自然公園法の国定公園の特別保護地区を除いた区域	総面積 44,624ha 農用地面積 (8,128ha)	
	地帯計		総面積 85,060ha 農用地面積 (16,708ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
西部農業地帯	日田地域 (日田市)	用途地域及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 40,147ha 農用地面積 (5,963ha)	
	玖珠地域 (玖珠町)	用途地域並びに自然公園法の国立公園の特別保護地区及び防衛庁施設用地及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 18,375ha 農用地面積 (3,344ha)	
	九重地域 (九重町)	自然公園法の国定公園の特別保護地区及び防衛庁施設用地及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 22,169ha 農用地面積 (2,523ha)	
	地帯計		総面積 80,691ha 農用地面積 (11,830ha)	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
北部 農業 地帯	中津地域 (中津市)	用途地域並びに規模の大きい森林及び自然公園法の国立公園の特別保護地区を除いた区域	総面積 25,087ha 農用地面積 (4,520ha)	
	豊後高田地域 (豊後高田市)	用途地域並びに規模の大きい森林及び臨港地区を除いた区域	総面積 14,611ha 農用地面積 (4,944ha)	
	宇佐地域 (宇佐市)	用途地域及び規模の大きい森林を除いた区域	総面積 36,751ha 農用地面積 (9,417ha)	
	地帯計		総面積 76,449ha 農用地面積 (18,881ha)	
合計			総面積 413,115ha 農用地面積 (74,901ha)	

(注1)「総面積」は、農業振興地域全体の面積であって、市町村総面積から都市計画法上の市街化区域及び用途地域、国立公園等の特別保護地区、大規模な森林等の農業上の利用の確保を図ることが適当と認められない地域の面積を除いたものである。(平成26年12月時点)

(注2)「農用地面積」は、農業振興地域全体(農振白地を含む)の農地及び採草放牧地の面積を合計したものである。(平成26年12月時点)

(注3)「総面積」及び「農用地面積」は、県調べ。

### 第3 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項

#### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

生産性の高い農業の確立と安定した農業所得の確保を図るとともに荒廃農地の発生防止や解消に向け、環境との調和に配慮しつつ農業生産基盤の整備を積極的に推進していく必要がある。

このため、水田の生産コストの削減や畑地の生産力を増大させるための整備が重要であり、水田では農地の集積・集約化による担い手の育成や麦・大豆、野菜等の作付けに向けたほ場の大区画化・用水路のパイプライン化、地下水位制御システム等の排水対策による汎用化・畑地化を進める。畑地では農地の再編整備やかんがい施設、農道などの整備により高生産性農業の基盤づくりを進める。

農業用水利施設は、耐用年数を超過している施設が多いため、補修・補強などによる長寿命化や更新による機能向上を図る。

農業の振興のための通作条件の整備を目的とする農道の整備を促進し、営農条件の改善と農畜産物の流通の効率化を図る。既存の農道については、更新整備・機能強化及び防災対策等による施設の延命化により有効活用を図る。

また、中山間地域を中心に生産基盤整備と併せて、鳥獣侵入防止施設を設置し、鳥獣による農産物被害の軽減を図る。

さらに、農業生産の維持・向上や農業経営の安定、県土の保全のため老朽ため池の整備をはじめ、地すべり対策や農地海岸の保全などの整備を促進し、安全で安心して生活できる環境整備を進める。

これらの基本的な方向に基づき、各農業地帯別にその整備の基本的な方向を示すと次のとおりである。

#### 2 農業地帯別の農業生産基盤の整備構想

##### (1) 東部農業地帯

###### 「水田」の整備

ア 農業の中核を担う農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の認定を受けた者（以下、「認定農業者」という。）等への農地の集積・集約化や集落営農による、米、麦、大豆等の低コスト輪作体系の確立を図るため、地域の実態にあった効率的なほ場整備を推進する。

イ 水利条件については、取水河川の流路が短く水量も少ないことから多くのため池が存在しながらも水不足が著しいため、既存の用水施設の整備を進める。

ウ 老朽化したため池等既存水利施設を計画的に整備・改修し、災害の未然防止と農業用水の安定確保を図る。

###### 「畑・樹園地」の整備

ア 施設園芸の推進などに資するため、農業用水利施設の補修・更新を行う。

イ 企業参入や新規就農者、担い手の規模拡大等、ニーズに応じた整備を進める。

ウ 施設園芸の振興のため、既存の農業用水利施設の有効利用を図る。

##### (2) 中部農業地帯

###### 「水田」の整備

ア 都市近郊及びその周辺地域で団地性をもった水田を対象に整備を実施することとし、農地の集積・集約化や集落営農による低コスト輪作体系の確立、施設園芸の導入などを目指したほ場整備と汎用化のための排水対策や用排水施設の整備を進める。

イ 急峻な地形の多い大分川流域等に点在する小規模団地については、地域の実態に合った効率的なほ場整備と汎用化のための排水対策や用排水施設の整備を進める。

ウ 基幹水利施設は、築造後数十年が経過し老朽化が進んでいるため、施設の保全計画策定や的確な整備により機能の保全を図る。

エ 老朽化したため池等の既存水利施設を計画的に整備・改修し、災害の未然防止と農業用水の安定確保を図る。

「畑」の整備

ア 畑地かんがい施設や農道の整備とともに、園芸施設の団地化を図る。

「樹園地」の整備

ア 臼津関地域の樹園地において、みかんやかぼすなどの果樹栽培にかかる営農労力節減のため、園内作業道または園内道を含めた農道の整備を進める。

### (3) 南部農業地帯

「水田」の整備

ア 中山間地域に点在する小規模団地において、高齢化や後継者不足に伴う、荒廃農地の防止を図るため、施設機能の維持・機能強化を考慮した農業用排水施設・農道等の整備を進める。また、平坦地においては区画拡大等による生産性の向上を図る。

「畑、樹園地」の整備

ア リース方式による園芸施設の団地化や省力機械の導入、農作業・出荷調製の分業化の推進等により、施設野菜・施設花き等の産地拡大を図るための整備を進める。

### (4) 豊肥農業地帯

「水田」の整備

ア 荒廃農地の解消並びに認定農業者等への農地の集積・集約化や集落営農による米、麦、大豆等の低コスト輪作体系の確立を図るため、遅れている中山間地域を中心に地域の実態に合った効率的なほ場整備を推進する。

イ 大野川上・中流域で進めている水源開発を活用した生産性の高い水田営農の確立を図る。

ウ ほ場整備による農道を地域の基幹農道等と接続し、一体的な農道の整備・維持更新を図る。

エ 耕地利用率向上と汎用化及び生産性向上のため、整備された水田の区画拡大や地下水位制御システムの整備を推進する。

オ 基幹水利施設は、築造後数十年が経過し老朽化が進んでいるため、将来にわたって安定的に農業用水が確保できるよう、計画的に補修・更新し、長寿命化を図る。

「畑」の整備

ア 大野川上・中流地域に広がる大規模な畑地帯において、恵まれた立地条件を活かした機械化をするとともに施設園芸や露地野菜の産地化などを進めるため、区画拡大や畑地かんがい施設の整備・更新を進める。

「牧草地」の整備

ア 造成開発された牧草地は老朽化し、更新が必要な草地も見られるため、整備改良等を図る。

### (5) 西部農業地帯

「水田」の整備

ア 集落営農や認定農業者等への農地の利用集積・集約化により、米、麦、大豆等の低コスト輪作体系の確立を図るため、地域の実態にあった効率的なほ場整備と、汎用化のための排水対策を推進する。

イ 老朽化したため池等、既存水利施設を計画的に整備・改修し、災害の未然防止と農業用水の安定確保を図る。

ウ 基幹水利施設は、築造後数十年が経過し老朽化が進んでいるため、施設の保全計画の策定や的確な整備により機能の保全を図る。

エ 地域の主要道や基幹農道と連携した農道の整備を図る。

「畑」の整備

ア 畑作地帯において、区画拡大や畑地かんがい施設の整備・更新を進める。

イ 中山間地域に点在する畑作地帯の営農労力の節減と流通の合理化を図る農道の整備を進め

る。

「樹園地」の整備

ア なしやぶどうなど果樹栽培の生産性の向上を図るため、かんがい施設の整備を進める。

「牧草地」の整備

ア 自給飼料の効率的な確保を図るため、牧草地及び飼料畑の造成・整備を積極的に進めるとともに粗飼料生産基盤と農業用施設等の一体的な整備を図る。

#### (6) 北部農業地帯

「水田」の整備

ア 生産コストの低減や効率的な土地利用による農業経営の安定、所得の向上を図るため、ほ場の大区画化や排水対策等の農地整備を推進し、地域農業の担い手である集落営農の組織化、経営の充実・安定化を支援する。

イ 築造後数十年が経過し老朽化が進む基幹水利施設は、ストックマネジメントの手法を活用し、よりの確かつ効率的な機能保全対策を実施する。

ウ 担い手への農地集積拡大に対応するため、用水路のパイプライン化やゲートの自動化等水管理の省力化を図る。

「畑」の整備

ア 西国東の干拓地において、農地海岸の保全整備や老朽化した排水機場の改修を進め、白ねぎ等畑作農業経営の安定化を図る。

イ 高収益作物の拡大を図るため、区画整理やかんがい排水施設等の整備を推進する。

「樹園地」の整備

ア 西日本有数のぶどう産地である宇佐市安心院町において、荒廃農地の解消および老朽化したパイプライン等水利施設の改修を一体的に行う樹園地の再編整備により、生産コストの低減に資する農地の集積・集約化を促進するとともに、企業など新たな担い手の参入、ぶどうを含めた多様な品種や作物の導入による農業経営の安定化、所得の向上を目指す。

### 3 広域整備の構想

#### (1) かんがい排水施設の整備

農業生産においては安定水源の確保が重要であり、近年、飼料用米、WC S用稲などの作付け面積の増加に伴い、新たな水需要が増大し、水利調整の重要性も増している。

また、農業用水利施設の多くは高度経済成長期以降に整備されているため、今後、耐用年数を超過している施設が多いことから、施設の長寿命化や機能向上を図る。

大野川上中流地域は県下有数の畑作地帯であるが、古くから用水不足に悩まされ、生産性の向上に支障を来してきた。このため、水田用水の補給と施設園芸作物の導入及び露地野菜を中心とした地域の核となる大規模生産団地を形成するため、新たな水資源の開発を進めており、基幹的用排水路の整備とともに合理的な水利用の確立を図る。

#### (2) ほ場整備

水田のほ場整備については、農地の集積・集約化による担い手の育成や麦・大豆、野菜などの作付けに向けた水田の汎用化に資するため、地域の実態に即した効率的な整備を推進し、生産性の高い基盤づくりに努める。

ア 平坦部など地形条件に恵まれた地域では、土地利用型農業の一層の生産性向上を図るため、大規模低コスト経営を可能とするほ場の大区画化・集約化を進めるとともに、排水対策による水田の汎用化・畑地化を促進する。

イ 地形的条件に恵まれていない中山間地域等では、地域の実情や利用形態に即して、低コストで効率的なほ場整備を進める。

#### (3) 農道の整備

農道は、農畜産物流通の効率化による県域産地づくりや、営農の効率化による農業振興の役割を果たすとともに、農村と都市との交流や交通の安全確保など、農村地域の暮らしを守り、農業・農村の総合的機能を高めるうえで重要な役割を副次的に果たしている。

農業の振興に必要な通作条件の改善を主な目的とし、人や物の活発な交流を図るため、市町村道等の整備と調整・連携しながら、都市地域等市場ルートへの農業輸送上のアクセスの効率化、農業地域間連絡のための農道整備を進める。

## 第4 農用地等の保全に関する事項

### 1 農用地等の保全の方向

農業・農村は、農業生産活動を通じて、県民への食料の安定的供給はもとより、水資源のかん養や洪水防止、土壌浸食・土砂崩壊の防止等自然環境の保全、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的な機能を発揮している。

しかしながら、高齢化・担い手の減少に伴い、荒廃農地が増加し、耕地利用率も低下するなど農地の適正な維持・管理に支障が生じつつあり、農業生産力の低下はもとより、農業生産活動が行われることにより生じる多面的な機能の低下が懸念されている。

このため、地域コミュニティによる活動や生産条件が不利な中山間地域等における営農の継続に対する支援、農地法に基づく遊休農地に関する措置、荒廃農地の再生利用活動への支援等により、農用地等の適切な維持、保全を図ることとする。

### 2 農用地等の保全のための事業

農用地等の保全を行い、農業生産の維持・向上や農業経営の安定を図るとともに、安全で安心して生活できる環境整備を図るため、次の農地防災対策を推進する。

ア 洪水や地震等による被害を未然に防止する防災ダム等の整備、水源として重要な役割を果たす農業用ため池の改修

イ 土砂崩壊から農地等を守る地滑り防止対策

ウ 高潮や波浪による浸食から農地等を守る海岸保全施設の整備

エ 農地防災上必要な区間の農業用排水路の改修

また、ほ場整備等農業生産基盤の整備や生活環境の整備などの実施による担い手への農地の集積・集約化、定住促進、多面的機能の維持・発揮等をもって地域の活性化を図り、優良農地の適切な管理・保全や荒廃農地の発生防止、有効利用を図る。

### 3 農用地等の保全のための活動

農用地等の保全及び有効利用のため、次のような活動を推進する。

ア 県と市町村や農業委員会、県農業農村振興公社、農協など関係機関が一体となり、荒廃農地の発生防止及び解消に努めるとともに、麦、大豆、新規需要米、園芸戦略品目などの生産により農地の有効活用を進める。

イ 水田放牧などの導入により荒廃農地の活用を進める。

ウ 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域活動や生産活動を通じた農地や水路等の農業用施設を適切に維持管理する日本型直接支払制度の活用を進める。



## 第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

農村の過疎化、高齢化に伴い、荒廃農地の増加など地域農業の生産力の低下が課題となっているため、担い手による農地の有効利用に努め、優良農地の保全を図る必要がある。

新規就農者や企業参入など力強い経営体を確保・育成するには、積極的な農地の集積・集約化が必要であり、農地中間管理機構(県農業農村振興公社)を中心とし、農業委員会や市町村農業公社などの連携のもと、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化事業の推進等により、農地の集積・集約化を促進する。

水田農業においては、低コスト化に向けて、農地の集積・集約化による規模拡大を図るとともに集落営農組織による農業機械の共同利用や作業受託を進めるなど効率的な生産方式を推進する。

また、経営安定を図るため、集落営農法人には、園芸品目や農産物加工の導入など経営の多角化を進める。

園芸品目においては、農地を集約し団地化を図るとともに、大規模施設の整備などによる効率的な生産体制づくりを進める。

畜産では、低コストな飼料の確保に向けて、耕種農家との連携によるWCS用稲や飼料用米などの飼料生産の拡大や荒廃農地を解消する放牧を進める。

以上のような視点に立って経営規模の目標及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向を示すと次のとおりである。

### 1 経営規模の目標

経営規模については、他産業従事者並みの年間労働時間（主たる従事者1名当たり概ね2,000時間）と農林業所得（概ね400万円以上）を確保できる農林業経営体を育成することを目標とする。

#### (1) 組織経営体

営農類型	経営規模（単位：a）	主な地域
普通作専作経営（平坦地）	水稲	東部、豊肥、北部
	飼料用米	
	大豆	
	麦	
普通作専作経営（中山間地）	水稲	東部、中部、南部、豊肥、西部、北部
	飼料用米	
	麦	

#### (2) 個別経営体

営農類型	経営規模（単位：a）	主な地域
普通作専作経営（平坦地）	水稲	東部、豊肥、北部
	麦	
	大豆	
普通作専作経営（中山間地）	水稲	東部、中部、南部、豊肥、西部、北部
	大豆	
	飼料用米	
普通作専作経営（中山間地）	水稲	東部、中部、南部、豊肥、西部、北部
	飼料用米	
茶専作経営（リーフ茶）	茶（生葉）	東部、中部、北部
茶専作経営（ドリンク茶）	茶	東部、中部、北部

営農類型	経営規模（単位：a）	主な地域
乾しいたけ＋水稲複合経営	乾しいたけ ほだ木30,000本 （年7,500本接種） 水稲 500	東部、中部、南部、豊肥、 西部、北部
生しいたけ専作経営	生しいたけ（原木）ほだ木30,000本 （年10,000本接種）	中部、西部、北部
生しいたけ専作経営	生しいたけ（菌床） 7万菌床	中部、西部、北部
いちご専作経営	いちご（高設、培地加温） 30	東部、中部、南部、北部
白ねぎ専作経営	白ねぎ 450	豊肥、西部、北部
こねぎ専作経営	こねぎ（土耕） 100	東部、北部
にら専作経営	にら 100	中部、南部
トマト専作経営	トマト（夏秋雨除け） 50	中部、豊肥、西部
ピーマン専作経営	ピーマン（夏秋雨除け） 40	中部、豊肥、西部
レタス＋スイートコーン＋キ ャベツ複合経営	レタス（春、秋） 200 スイートコーン 200 キャベツ 200	豊肥
すいか＋はくさい複合経営	スイカ（ハウス早熟） 50 スイカ（トンネル早熟） 100 ハクサイ 200	西部
みかん専作経営	ハウスみかん 40 露地みかん 60	東部、中部、南部
かぼす専作経営	ハウスかぼす（加温） 20 露地かぼす 130 露地かぼす（短期貯蔵） 50	東部、中部、南部、豊肥、 北部
なし専作経営	豊水 60 幸水 40 新高 100 あきづき 10	東部、中部、西部、北部
ぶどう専作経営	ピオーネ（加温） 20 シャインマスカット（加温） 30 ピオーネ（一部被覆） 20 シャインマスカット（一部被覆） 30 巨峰（露地） 100	西部、北部
キク専作経営	キク（施設周年） 80	東部、南部、豊肥
トルコギキョウ専作経営	トルコギキョウ（冬春出荷型） 40	東部、中部、南部、豊肥、 西部、北部
スイートピー＋ホオズキ複合 経営	スイートピー（冬春） 30 ホオズキ（新・旧盆） 50	南部、豊肥、北部
肉用牛専業経営	肥育牛（黒毛和種） 150頭	東部、西部、北部
肉用牛＋水稲複合経営	繁殖牛（舎飼） 40頭 水稲 300	東部、中部、南部、豊肥、 西部、北部
肉用牛専業経営	繁殖牛（放牧） 35頭	東部、中部、南部、豊肥、 西部、北部

営農類型	経営規模（単位：a）	主な地域
酪農専業経営	経産牛 50頭	東部、中部、豊肥、西部、北部
養豚専業経営	母豚 60頭	東部、中部、南部、豊肥、西部、北部
採卵養鶏専業経営	採卵鶏 50,000羽	東部、中部、豊肥、西部、北部

## 2 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

本県では水田を中心とした土地利用型農業の経営規模が依然として零細であることから、効率的・安定的な農業経営を育成・確保し、力強い農業構造・農業経営を実現するためには、生産性の高い効率的な農地利用を図る必要がある。そのため、集落営農組織の育成と法人化を推進するとともに、人・農地プランの作成を計画的に進め、農地中間管理機構による認定農業者等地域の基幹的な担い手への農地の集積・集約化を促進する。

また、農地の荒廃を事前に防止し、荒廃農地の有効利用を図るために、農業委員会による遊休農地対策の強化を図り、関係機関一体となり、優良農地の確保と農地の有効利用に向けた取組を強化する。

また、耕地利用率は91.2%（平成26年）と依然として九州各県のなかでは低位にあるため、集落営農の推進等経営規模の拡大による麦・大豆・飼料作物等の作付拡大により農地の有効利用を促進する。

### （1）東部農業地帯

高齢化の進行により山間地域を中心に農地の維持が難しい集落が増加しており、日本型直接支払制度の活用や集落営農を推進し農地を守る体制づくりに取り組むとともに、集落内での話し合いをベースとした人・農地プランの作成を進め、担い手への農地集積を進める。ほ場整備の遅れている地域については、整備を促進し、農地の有効利用を図るとともに、他産業からの農業への参入を推進するための企業誘致や、荒廃農地の再生による条件整備を推進し、農地の有効利用を促進する。

### （2）中部農業地帯

ほ場整備の遅れた地帯であるとともに市街地に隣接した農地を多く有する地帯であり、農地の資産的保有傾向が強い等、農地の流動化が進みにくい要因もあるが、地域の実態に即した効率的なほ場整備を進めるとともに、施設園芸と米・麦・大豆の輪作体系による生産性の高い水田農業を促進する。また、人・農地プランの作成を計画的に進め、認定農業者等への利用集積を促進し、地域農業の担い手の確保を図る。

### （3）南部農業地帯

水田のほ場整備がほぼ完了しており、今後は、農地の集積・集約化を計画的に推進し、既存農地の有効利用を図る。また、荒廃農地の発生を未然に抑制していくため、人・農地プランの作成を計画的に進め、認定農業者等担い手への一層の利用集積を促進し、集落営農の組織化及び法人化を推進する。当地帯の地形を生かした、海岸部、平坦部、山間部それぞれの地域の特性にあった作物を振興し、農地の有効利用を一層促進する。

### （4）豊肥農業地帯

各種ほ場整備事業によって生産基盤が整備され、認定農業者や集落営農組織を中心として低コスト・省力化に向けた取組が展開されている。今後も農地中間管理事業を積極的に活用し担い手への農地の集積・集約化を進める。

また、集落営農の組織化及び法人化を推進し、効率的で持続可能な水田農業の確立とともに、組織体の経営安定を図る。

さらに、荒廃農地の有効利用や担い手不足による農地の荒廃防止の観点から、引き続き人・農地プランの作成を計画的に進め、認定農業者等の担い手の育成確保を図るとともに、農業分野における企業参入を促進し、新たな生産の場を創設する。

(5) 西部農業地帯

玖珠地域は農地の有効利用、水田のほ場整備とも県平均より高く、農地中間管理事業を活用し、今後も認定農業者等への農地の利用集積、集落営農を進める。日田地域は農地の有効利用、水田のほ場整備が県平均を下回っており、今後は、中山間地域を中心に整備を進め、米・麦・大豆又は飼料作物による輪作体系を促進するとともに、人・農地プランの作成を計画的に進め、認定農業者等への農地の利用集積を図り、生産性の高い水田営農を進める。

また、維持管理の困難となった原野を活用し肉用牛の放牧を進めることにより、土地利用を高め、畜産の振興と農地の有効利用を図る。

(6) 北部農業地帯

大規模なほ場整備がほぼ完了しており、ほ場条件が良いことや国道10号沿いの工場立地などにより、安定兼業化が進み、農地流動化が遅れていたが、地域営農システムの構築や認定農業者等への農地の利用集積に取り組むことにより、農地の利用率は向上した。

今後は、人・農地プランの作成を計画的に進め、農地中間管理事業の活用によって大規模な担い手への農地の利用集積や集落営農により農地の有効利用を図る。特に平坦地においては、地域を牽引する大規模経営体や集落営農法人、コントラクター組織を育成し、地域農業を支える仕組みづくりを進めるとともに、中山間地の樹園地等の荒廃農地については、再整備を行い企業参入等による再活用を図り、農地の利用を促進する。

## 第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

### 1 重点作物別の構想

#### (1) 野菜

野菜は、産地規模が小さい品目が多く大量・周年の需要に応える産地づくりが課題となっている。

このため、白ねぎ、こねぎ、トマト、いちご、高糖度かんしょなどを中心に、作付面積の拡大と県域での生産流通体制の整備を図りながら、市場競争力の高い産地づくりとブランド化を進めていく。このために必要な、リース事業の活用等による新規就農者の生産基盤の整備や規模拡大、省力化に向けた施設・機械等の整備、生産出荷体制の分業化に向けた共同調製施設等の整備及び広域流通の拠点となる集出荷施設の整備を促進する。

#### (2) 果樹

果樹を取り巻く環境は、国際化の進展や消費の多様化により果実消費の低迷、生産者の高齢化や後継者不足により荒廃園地の増加等生産構造の脆弱化が進んでいる。このため、ハウスみかん、なし、かぼす、ぶどうなどを中心に産地の生産基盤の強化と広域生産流通体制の整備を行い、力強い果樹産地の育成を推進していく。具体的には、産地規模の拡大、担い手の確保育成を行うための園地の中間管理の促進やリース事業等を活用したハウス施設の整備、省力化、低コスト化を実現するための園地改造、園内作業道の整備、果実の品質向上のための優良品種への更新、早期成園化技術の普及や園地流動化などによる規模拡大の推進、さらには多様化する流通に対応するため、拠点集出荷施設の機能向上などの施設整備を促進する。

#### (3) 花き

長引く景気低迷や輸入花きの増大による市場単価の下落、また重油高騰による経営費の増大が花き経営を圧迫しており、効率的で特徴のある花き産地づくりが課題となっている。このため、キク、スイートピーを中心にリース事業等を活用し経営効率を考慮した施設整備を図るとともにオリジナル品種等の導入により特徴のある産地づくりを目指す。また、日本一の品質を誇るホオズキや、県が育成したヤマジノギクなど簡易施設で栽培が可能な品目を推進する。

#### (4) 畜産

飼養戸数・飼養頭数の減少による生産基盤の弱体化、配合飼料価格の高止まり等、大変厳しい状況にある。またTPP交渉における大筋合意を受け、県内の畜産業への影響が懸念される場所である。さらに、経営主の高齢化が進んでおり、労働力の確保が大きな課題となっている。

このようなことから、省力化機械の整備を進め、飼養管理労力の軽減による生産性の向上を図り、規模拡大や担い手の確保等による増頭を推進する。

肉用牛は自動給餌機等の効率的な大規模肥育施設やリース畜舎の整備、哺乳ロボット、発情発見及び分娩予知システム等の導入により、担い手の確保及び育成を行うとともに、低コスト畜舎等の導入により効率的な経営を推進する。

乳用牛は後継牛預託システムの整備やTMRセンターの活用等により省力化を図るとともに、暑熱対策等カウコンフォートの追求のための施設整備を推進し、より乳牛に快適な環境を与えることで、能力を十分に発揮できる生産性の高い経営体の育成を図る。

養豚は効率的で衛生的な環境保全にも配慮した飼養管理施設を整備するとともに、飼料米、食品残渣等を利用した生産性の高い特色のある豚肉生産のための施設整備等を推進し、経営改善に努める。また、オートソーティングシステム（自動体重測定選別機）等の導入による省力化を推進し、安全・安心な豚肉生産のためHACCP取得を視野に入れた取組を行っていく。

養鶏は高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため、野鳥侵入防止のための防鳥ネットの設置、ウィンドレス鶏舎等の整備、消毒施設の充実を図るとともに、生産段階における衛生対策の向上を

推進し、安全な鶏卵・鶏肉を生産するため、HACCP方式の導入やアニマルウェルフェアのための施設整備を推進する。

#### (5) 米・麦・大豆

米・麦・大豆を基本とする水田農業は、地域社会・経済の維持発展を図るうえで重要な役割を担っている。

米については、消費が減少する中、米価の低迷や産地間競争に対応するため、実需者ニーズに即した産地体制の確立が必要であり、高品質、良食味、低コストを基本とした安全、安心なものづくりが求められている。このため、「つや姫」をはじめとした競争力のある売れる米づくりと各地域の特徴を活かした特色ある米産地の育成を進めていくとともに、水田フル活用の観点から、飼料用米の生産拡大を図る。また、農地の集積・集約化による経営規模の拡大や、ほ場の大区画化等による低コストで効率的な生産体制づくりを進める。

麦については、民間流通の中で実需者ニーズに即した麦生産が求められているため、高品質な原料麦を安定供給できる『実需者の求める麦産地づくり』に取り組む。また、県産麦の安定した販売環境を構築するため、適正な麦種・品種構成に誘導する。

大豆については、土地利用型農業の基幹作物であり、県内において水田フル活用を進める上で重要な品目である。このようなことから、今後は、適地適作を基本とし、単収向上と品質の高位安定化を目指し、大豆産地としての確立を図る。また、実需者ニーズに対応した品種への転換により、実需者が求める大豆産地づくりを着実に進める。

これらの方針を実現するため、共同利用施設については大分県穀類乾燥調製施設整備構想に基づき、既存施設を効率的に利用しつつ、必要に応じて新たに整備を行う。

#### (6) 特産物

茶は、既存の産地の品質向上と大手飲料メーカーとの新規契約茶園の計画的な拡大が課題であり、今後は、特に大手飲料メーカーに出荷する茶加工場の施設整備を推進する。

葉タバコは、契約栽培面積が減少傾向にあるが、既存の乾燥施設の老朽化が進んでおり、必要に応じて新たな施設整備を図る。

## 2 農業地帯別の構想

### (1) 東部農業地帯

この地帯は、国際観光温泉文化都市別府と瀬戸内海に突出した半島部とで構成されており、県北国東テクノポリス構想により農工併存を基軸とし調和のとれた発展を目指してきた。

農業は、ハウスみかんを中心とした柑橘生産地が確立されており、これまで空港周辺という利点を活かし、都市近郊における地熱を利用した花きや生鮮野菜の生産拡大が行われてきた。近年では、いちごやこねぎが主力品目として定着化し、キク等花きの生産が伸びてきている。

さらに、中山間地域において酪農団地が建設され、荒廃農地を活用した肉用牛の放牧が行われている。

ア 野菜：いちご、トマト、こねぎ等の団地化や産地拡大、栽培管理作業等の省力化を図るため、分業システムの導入と省力栽培施設の整備を図る。

イ 果樹：柑橘類を基幹作物として、担い手の育成・確保を図るために、施設整備を行うとともに、露地については高品質果実生産、省力栽培の可能な土地基盤整備により、規模拡大を図る。加えて、県北地区広域かんきつ選果場の光センサー選果機に対応した高品質果実生産のために、マルチ栽培等の拡大に努めるとともに優良系統への更新を促進する。また、経営安定を図るために、隔年結果防止対策に努めるとともに、遊休地を活用してかぼす、ゆず及びびおリーブの産地拡大を推進する。キウイフルーツ等の落葉果樹については産地の広域化を推進するとともに技術改善により単収と品質の向上を図る。

ウ 花き：花きの生産振興に向けて、団地化と担い手の確保・育成を推進する。施設花きではキク、トルコギキョウ、ホオズキ、ストック、スイートピー等、露地花きではヤマジノギク、シンテッポウユリ等の生産拡大を図る。

エ 畜産：肉用牛はリース畜舎の活用、低コスト畜舎の整備や荒廃農地を利用した放牧飼養を推進し、高齢化や規模拡大に対応した省力・低コスト化を図る。

乳用牛は牛群の改良を進め、個体能力の向上を図るとともに、省力化やカウコンフォートの向上のための施設・機械の整備を図り、経営安定を目指した多頭飼育化の推進に努める。

豚は効率的な飼養管理による規模拡大と経営の安定を図る。

養鶏については、生産性の向上を進めるとともに安全で高品質な生産物を供給するため予防・衛生管理に努める。

また、環境対策として、家畜排せつ物による環境汚染の防止のため、家畜排せつ物処理施設の設置を推進するとともに、土づくりを基本とした耕種部門との有機的連携を強化する。

オ 米・麦・大豆：高品質・良食味米の安定生産を図るため優良品種の導入、基本技術の励行及び乾燥技術の向上に努めるとともに、その他需要米等による水田の総合的な活用を図る。また、農地の集積・集約化による経営規模の拡大と生産コストの低減を進め、水田農業の担い手となる大規模認定農業者と集落営農組織の育成・強化を推進する。麦・大豆については、実需者ニーズに対応した品種を選定し、麦大豆の輪作体系を団地的に定着することで単収向上及び高品質化による生産の安定化を図る。

カ 特用作物：茶については、杵築市を中心とした既存産地の品質向上と大手飲料メーカーとの契約茶園の拡大を図る。七島い（カヤツリグサ科の多年草、豊表として利用）は、県の特産品として生産を維持していくため、集団活動と生産体制の効率化により、生産性の向上を図る。

## (2) 中部農業地帯

この地帯は、県都大分市を核とした都市近郊型農業、背後地の中山間地域の畜産振興地帯、臼津地域の沿岸部では柑橘生産、その背後地の中山間部では園芸作物生産というように変化に富んだ農業が行われている。

今後は沿岸部の柑橘類については、県南かんきつ広域選果場を核に消費者ニーズに即した個性ある柑橘産地の形成に努める。都市近郊とその周辺部においては施設野菜を中心とした大規模雇用型農業の展開を図り、中山間部では露地及び施設園芸作物及び工芸作物の振興とともに、草地や山林原野を利活用して肉用牛経営の低コスト化と生産性の向上に努め、国際化の進展に対応できる畜産振興を図る。

ア 野菜：おおば、みつば、にら等の雇用型野菜といちご、ピーマン等の家族経営型野菜の産地拡大と、共同育苗や分業化等、省力化に向けた育苗施設や栽培管理施設・集出荷施設等を整備する。

イ 果樹：柑橘については、担い手確保のために土地基盤整備と施設・機械の整備により省力化と規模拡大を図る。広域選果場の光センサー選果機に対応した高品質果実生産のための栽培方式の拡大に努めるとともに、優良品種への更新を促進する。

本県特産のかぼすについては、団地の再編や荒廃農地の活用等による産地拡大を図るとともに、施設栽培や貯蔵での計画出荷により、周年出荷体制を確立する。

大分川大野川水系地域を中心とする、なし、かき、いちじくなどの落葉果樹については、経営の安定を図るため、単収の向上と高品質果実の生産体制を整備する。

ウ 花き：草花、鉢物等の既存品目の経営充実を図るとともに、団地化を推進する。品目別にはトルコギキョウ、鉢物等の主要花きのほか、ホオズキ、ストック、ヤマジノギクや枝物等の産地化を進める。

エ 畜産：肉用牛は、繁殖雌牛50頭以上の大規模飼養農家を育成する。併せて荒廃農地や水田等の有効利用による放牧やWCS用稲等の拡大による低コスト生産や担い手の規模拡大を推進

する。

乳用牛は、規模拡大した酪農経営の安定化に向け、衛生対策や暑熱・環境対策等のため施設の改善を図る。

養豚は、効率的な飼養管理施設の整備と疾病予防等を通じて経営安定と生産性の向上を図る。

養鶏は、経営指導を強化するとともに、消費者ニーズの多様化に対応した地鶏の推進と販売の拡大を図り、経営の健全化を進める。

また、全畜種において環境対策を徹底し、安定した畜産経営の継続を図る。

オ 米・麦・大豆：米については集落営農や地域農業の基幹となる担い手を中心に高品質・良食味米や高付加価値米の安定した生産を行うとともに、生産コストの低減を図るため、生産組織を強化し、農地の利用集積、作業受託により経営規模の拡大と中・大型機械体系を推進し、共同育苗施設、共同乾燥施設やバラ出荷施設の整備を行う。麦・大豆については実需者ニーズに対応した品種を選定し、収量品質の向上と機械の共同利用や共同乾燥調製施設の整備による生産コストの低減と均質化を図る。麦の流通については、バラ出荷施設などによる流通の合理化を推進する。

### (3) 南部農業地帯

この地帯では、番匠川水系流域に分布する水田地帯において、早期米及び普通期水稻の機械の共同利用による低コスト生産が進められている。今後は、水田フル活用による麦・大豆・飼料作物、野菜、花き等の拡大、沿岸部における果樹振興のための経営改善と栽培技術の向上を推進する。

ア 野菜：いちご、にら、アスパラガス等の施設野菜産地を中心とした産地強化と安全で安心な野菜の生産・供給の取組強化を図るとともに、団地化、省力化に向けた施設・機械等の整備を推進し産地拡大を図る。

イ 果樹：柑橘は沿岸部の基幹作目として売れる商品づくりを目指して、計画的に優良品種・系統への更新を促し、産地の拡大を図る。また、地域特産中晩柑（デコ330、ポンカン、サンクィーン等）の生産を拡大する。

ウ 花き：施設・露地花き双方の生産拡大を図り、団地化を一層推進する。品目別ではキク、スイートピー等の主要花きのほか、トルコギキョウ、ホオズキなどの地域特産花きを推進する。また、品種の見直しによる高品質化、計画出荷による単価の向上を図る。

エ 畜産：生産性向上による企業的経営者の育成を支援する。肉用牛は低コスト畜舎の整備や改修等により作業効率の向上等を図るとともに、地域資源の利活用、さらには、労働負担を軽減するためのヘルパー組織の充実やコントラクターの育成などの支援体制の確立を図る。

乳用牛については、優良精液導入等により牛群の改良を進めるとともに、畜舎改修等により、生産性の向上を図り、自給飼料に立脚した経営の確立を目指す。

養豚は、種豚改良を進めるとともに、生産性の向上等経営効率の向上を図り経営改善に努める。

また、「環境に優しい畜産」を目指し、家畜排せつ物の適切な処理施設を整備するとともに、耕種農家との連携による有機質資源の地域内循環システムの確立に努める。

オ 米・麦・大豆：米については、作業の共同化や機械の共同利用により品質の向上と生産コストの低減に努める。安全で安心できる米作りの取組として減農薬・減化学肥料栽培米等の特色ある米づくりの産地化に取り組む。また、生産組織の育成・強化を通じ共同利用機械の整備を推進する。

麦・大豆については、地産地消を進めるとともに実需者ニーズに対応した品種を選定し、機械化作業体系による収量・品質の向上と生産コストの低減に努める。

米に代わる作物として、飼料用米やWCS用稲、加工用米の作付を推進する。



また、水田作物の単収向上を図るため、土壌改良材や堆肥を施用して土づくりを行う。

カ 特用作物：茶については、防霜施設による高品質茶の安定生産と省力化を図る。

#### (4) 豊肥農業地帯

この地帯では、県下随一の畑作地帯と高原地域の草地の活用により、野菜、花き、かぼす、畜産を軸として大規模生産団地づくりを推進するとともに、生産組織の育成強化、広域流通体制の整備等を通して生産性の高い低コスト農業の確立に努める。

ア 野菜：ピーマン、トマトの果菜類の団地化、省力化を進め、収益性の高い産地育成を図る。

平成22年度に設立された竹田市の「とまと学校」や平成24年度に設立された豊後大野市の「インキュベーションファーム」を中心に、担い手の確保・育成が進んでおり、力強い生産基盤ができつつある。今後も新たな担い手を確保し、産地の構造改革を図る。キャベツ、だいこん等の露地野菜では加工業務用の大規模経営農家を育成するため、省力機械等の整備を行う。

イ 果樹：本県特産であるかぼすの主産地として、産地規模の拡大と需要の動向に見合った生産体制の確立が求められている。農家1戸当たりの経営規模拡大を図るとともに、ハウス及び貯蔵庫等の整備によって周年出荷体制の確立を行う。また、加工品の開発を促進する。

ウ 花き：施設・露地花き双方の生産拡大を図り、団地化を推進する。品目別ではキク、アルストロメリア、トルコギキョウ、スイートピーの主要花きのほか、地域特性を活かしたワレモコウ、リンドウ、ユリを推進する。また、集出荷選別施設等の共同利用施設の活用を促進し、生産出荷体制の強化を図る。

エ 畜産：増頭志向の経営体を中心に、低コスト畜舎や省力化機械の導入促進により、飼養規模拡大への取組みを推進する。水田転作や共同利用牧野の活用、WC S用稲の作付け推進、荒廃農地への放牧等により、飼料作物の生産性向上、飼料自給率の向上を図って低コスト生産を進める。また、子牛の生産率や商品性の向上により所得向上を目指す。肥育センターにおいては、出荷成績の向上を図る。

酪農は中核農家を中心に規模拡大を図るとともに、牛群検定の加入を促進し、乳質、乳量の向上による所得の増大を図る。

養豚は、疾患の予防や飼養・衛生管理の徹底により、生産性の向上を推進し、経営体質の強化を図る。

生産規模に応じた養尿処理施設の整備・運営を徹底し、地域環境の保全にも配慮した経営を確立する。

オ 米・麦・大豆：土地利用型作物である米・麦・大豆の効率的生産を図るため、農地中間管理事業を活用して農地の流動化や団地化を行い、認定農業者や集落営農組織等の担い手へ農地の集積を推進する。また、新規需要米や飼料作物、さらには園芸品目も含めた合理的な作付けと輪作体系の構築を推進し、水田フル活用による自給率の向上とともに、標高差を利用した農業機械の効率的利用等による低コスト生産を推進し、水田農業の確立を図る。

米については、特色のある米づくりを進めるとともに、新たなブランド米「大分つや姫」の作付け拡大や安定生産を図る。また、麦・大豆は、実需者ニーズに対応した品種を選定し、高品質・高収量・安定生産を図る。

カ 特用作物：茶については、春先の晩霜害の発生により生産量が大きく減少するため、防霜ファンの導入を推進していく。ドリンク向け茶は契約圃場の設定を行うとともに規格適合率を向上する製茶方法の検討を行う。また、おおいブランド茶については、被覆時期、適期摘採を徹底する。

#### (5) 西部農業地帯

この地帯では、玖珠地区における夏季冷涼な気候や地熱を利用した高原野菜や花きと、日田地

区におけるなしを中心とした落葉果樹及び野菜や花きの産地化のほか、きのご類の生産拡大が行われている。また、草地の開発や山林原野の活用により低コストの肉用牛生産の振興が図られている。

ア 野菜：高標高地域では気象条件を活かした夏秋期のトマト、ピーマン、白ねぎなどの産地拡大を図り、冬期においてはいちごの産地拡大を図る。すいか、はくさい等の露地野菜は機械化体系の導入により省力化、生産性の向上による戸別の規模拡大を図るとともに、共同出荷調製施設の活用促進により広域出荷体制の強化を図る。また、高齢者については直売所を活用した軽量な小物野菜の生産拡大を図る。

イ 果樹：なしを中心とした落葉果樹の産地拡大と経営安定を図るため、荒廃農地を活用して戸別経営規模の拡大を図る。また、なしの広域選果場の活用を促進し、光センサー選果機の選果データを活用した高品質果実の生産体制を確立する。

栽培面では、整枝法の改善や施設整備による無袋栽培・機械の導入等により一層の省力化を進めるとともに、補強棚や防霜ファン等の整備によって気象災害に強い産地づくりに努める。

さらに、ぶどうについては日田市を中心として、大粒種のピオーネ、シャインマスカット等への改植を推進するとともに、雨よけ施設等の導入により高品質安定生産を図る。

ウ 花き：夏季の冷涼な気候を活用して、施設花き・露地花き共に生産拡大を図り、団地化を推進する。品目別ではバラ、キク類、トルコギキョウ等の主要花きのほか、ヤマジノギクなど大分県オリジナル花きを推進する。

エ 畜産：肉用牛は、意欲ある農家の規模拡大と地域内一貫生産体制の確立を重点的に推進するために、共同利用畜舎の設置や低コスト畜舎の整備、自家保留に加え制度資金等の活用による円滑な家畜導入を行い、生産コストの低減を図る。また、管内の豊富な草資源を有効に活用することとし、省力的な飼料生産技術の導入、林野や水田、荒廃農地などの放牧利用、ふん尿処理対策を推進する。また、飼養農家の高齢化による労働不足を解消するため、共同牧野等の体制整備や周年飼養・冬期放牧技術の普及推進を図り共同牧野の利用率を高める。併せて、飼養管理等についてヘルパー活動の更なる機能充実、低コストな粗飼料の安定確保を図るため、水田における飼料作物の作付け拡大、稲わらの有効利用を行う。

乳用牛は、規模拡大に伴う雇用型農業の実践や法人化への誘導を行うとともに、ヘルパー組織の充実等により、ゆとりある酪農経営の確立を推進する。家畜排せつ物やパーラー洗浄水などを適正に処理するための家畜排せつ物処理施設を整備することにより、良質なたい肥を生産し、耕種部門との有機的な連携を図る。

養豚は、効率的な飼養管理施設の整備などによる経営規模の拡大と併せ、飼料効率の向上、出荷日齢の短縮、疾病の防除を促進し、効率的かつ安定した肉豚生産を推進する。

養鶏は、予防衛生対策の徹底を推進し、経営体質の強化を図る。

オ 米・麦・大豆：米については、高品質・良食味米の安定生産を図るため適地、適品種の選定を行い、土づくりなどの基本技術の励行とともに低コスト化を図るために乾燥調製施設の整備や農業機械の共同利用を進める。また、集落営農や地域農業の基幹となる担い手による「安心・安全・美味しい」付加価値の高い米づくりを行う。

麦・大豆については、地産地消を図るとともに実需者ニーズに対応した品種を選定し、栽培管理技術の改善による生産の拡大に努めるとともに、集落営農による集団化や機械施設の共同利用を促進し生産コストの低減を図る。

カ 特用作物：茶については、機械化に対応した茶園改良及び造成を推進し、製茶工場の効率運営を促進する。既存茶園では防霜施設、管理機を整備することにより高品質茶生産を推進する。

たばこについては、機械化による規模拡大と高能率生産団地育成を進め、共同乾燥施設の整備による作業の省力化を推進する。

## (6) 北部農業地帯

この地帯は平野部において大規模ほ場整備が行われ、県下随一の穀倉地帯として近代化が進められてきており、丘陵地帯ではぶどう、ゆずなどの果樹、山間部では立地条件を活かした茶、畜産などの産地化が進んでいる。

一方、中津市とその周辺部の農業は都市近郊的性格を帯びており、これに対応した野菜、果樹、畜産等の産地整備と流通の合理化が望まれている。

ア 野菜：ねぎ類を中心に露地野菜の産地強化のため、省力機械等の整備を行い、生産性の向上を図る。こねぎ、いちご等の施設野菜については、新規就農促進とハウスの団地化を進めるとともに、生産性向上や省力技術の普及を促進する。また、共同出荷調製施設等の整備により広域出荷体制の強化を図る。

イ 果樹：ぶどうについては宇佐市安心院町において、荒廃樹園地等の再編を行い既存農家の規模拡大に加え異業種からの企業参入や就農学校の設置により新たな担い手の確保を行う。

また、シャインマスカット等の有望品種への改植を推進するとともに、ワイン用ぶどうの生産拡大を図る。

中津市を中心とするなしについては、老木樹が多いことから早期成園化を目的とした流線型仕立による収益性の高い品種等への更新を推進する。また、担い手の確保を行うため就農学校の設置を行う。

柑橘については、需要が堅調なゆず・かぼすなどの香酸柑橘の生産拡大を図る。

ウ 花き：スイートピーやトルコギキョウなどの施設花きでは、担い手の確保と既存農家の規模拡大のためのリース方式の花き団地を育成する。また、共同選花施設や集出荷施設等の整備により、集出荷体制の強化を図る。

その他多様な花き産地の形成のため、ホオズキ、ヤマジノギクなどを推進する。

エ 畜産：肉用牛は意欲ある農家の規模拡大を進めるため、共同施設・機械、低コスト畜舎、省力化機械、堆肥舎等の飼養環境整備を支援する。また、遊休畜舎の有効利用、里山放牧や採草放牧地を利用した周年放牧による低コスト省力管理を推進し、個別飼養頭数を増加させる。

乳用牛は、牛群の改良を進めるとともに、規模拡大に対応した省力化機械の整備やカウコンフォートの向上を図るとともに、水田や荒廃農地を活用した自給飼料の作付け拡大、地域内農地への堆肥の還元を図る。

養豚については、担い手の育成を通じて経営の安定を支援するとともに、改良、疾病予防、衛生対策により生産性の向上を図る。

また、家畜排せつ物の適切な処理を進めるため、耕種部門と連携し、良質堆肥の生産と稲わら等良質な粗飼料の確保によるリサイクル型畜産を確立するとともに、畜舎周辺の環境美化を推進する。

さらに、コントラクター組織を活用して主食米生産のほか、WCS用稲、飼料用米SGS（ソフトグレインサイレージ）の生産を行い、水田農業の多角化と畜産の連携を図り、農地の利用率向上と自給飼料の確保を目指す。

オ 米・麦・大豆：県内の土地利用型農業をリードする地域として、集落営農法人や、地域農業の基幹となる大規模経営体を中心に、米・麦・大豆等の効率的な輪作体系により農地の有効利用を図る。

また、県内実需に対応した産地化を図るとともに、食品産業との連携により地域内外での消費拡大を図る。米については、高品質・良食味米や高付加価値米の安定生産を行うとともに、耕畜連携による新規需要米の取組を行う。また、集落営農法人の育成を積極的に行い、機械・施設の共同利用や、圃場の大区画化、農作業受託による規模拡大を進め、大型機械化一貫体系による低コストで生産性の高い稲作を推進する。

大豆については、実需者ニーズの高い品種への転換や、法人等の大規模経営体を中心とした団地化を推進し、低コスト省力栽培を推進する。

麦については、期間借地の積極的な推進による規模拡大を図り、生産コストの低減に努めるとともに、実需者ニーズに即した麦づくりを行い、日本有数の産地としての地位を確立する。また、乾燥調製施設の再編により流通の合理化を図り効率的な施設の利用を推進する。

カ 特用作物：茶については、機械化に対応した茶園改良及び造成を推進するとともに、防霜施設、管理機の整備や被覆栽培茶の生産拡大による高品質茶生産を推進する。また、ペットボトル等ドリンク茶需要に対応した新規参入法人による大規模生産体制を確立する。

### 3 広域整備の構想

大型量販店や飲食店の周年、大量のニーズに対応できる生産・流通体制の構築が求められている。

このような中、園芸においては、白ねぎやこねぎ、かぼすなど全国的に通用し、大分の顔となる品目を園芸戦略品目に定め、県域での生産拡大と流通・販売体制の構築を進めている。また、畜産においては、おおいた豊後牛の増頭及びおおいた冠地どりの知名度向上などに取り組んでいる。

今後は、「マーケットインの商品（もの）づくり」を進めるため、県域での生産・販売・出荷の各体制の充実を目指し、主に次の事項について広域的な整備を進めることとする。

#### (1) 物流体制づくり

新鮮な農畜産物を安定的に消費地へ届けるため、鮮度保持技術などの品質管理システムの強化、既存施設の効率的活用及び中核的な集出荷施設の整備を促進し、効率的・広域的輸送システムの整備を支援する。

#### (2) 販売体制づくり

多様化した取引形態に対応するため、県下の生産・出荷情報を把握し、出荷予測が可能となる情報管理システムの構築に向け、農業団体による生産・出荷・消費地情報を一元的に管理できる体制づくりを支援する。

#### (3) 生産・出荷体制づくり

「The・おおいた」ブランドを確立するため、生産者及び農業団体と連携して、出荷品目の銘柄統一や県域での広域出荷体制の確立に向け支援する。

## 第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

### 1 農業の担い手の確保・育成のための施設の整備状況と基本的方向

担い手の減少、高齢化が進むなかで、農山漁村の維持発展を図るためには、新規就農者等の確保・育成ならびに、認定農業者や農業法人の経営強化を行い、農業青年や農山漁村女性等、多様な担い手の活躍の場を確保していく必要がある。

そのため、本県では、県内外からの新規参入者の呼び込みや企業の農業参入への促進により、農山漁村の活性化を進めている。

今後は、新規就農者、認定農業者、農業法人、女性、高齢者、アクティブシニア、参入企業等の多様な担い手がそれぞれの能力を十分に発揮し、将来にわたって継続可能な農業経営を展開するための生産基盤の整備を図る。

### 2 多様な担い手の確保・育成にむけた施設整備

- (1) 新規就農者の確保・育成のため「就農学校」や「ファーマーズスクール」等の研修施設を充実するとともに、就農のための生産施設やリース農場の設置を促進する。
- (2) 認定農業者については「農業経営改善計画」の達成に向けた農業機械、ハウス施設、畜舎等の生産基盤の整備を進める。その中で規模拡大や、雇用の増大等に伴い法人化を行う者に対しては、融資額の増加や補助事業の優先採択等を行い、力強い経営体を育成する。
- (3) 農業大学校については、入学者の確保と卒業後の就農率の向上を図るため、教育カリキュラムや栽培研修施設等を充実させる。また、新規就農希望者への研修や農業体験のための施設整備を行う。
- (4) 農村女性や高齢者については、農産加工・販売などの起業活動や軽量品目の産地づくりなど、それぞれの能力を十分に活かした活動を支援するため、機械や施設の整備を進めるとともに、栽培・販売指導の充実を図る。
- (5) 農業分野への企業参入を促進するとともに、参入した企業のフォローアップを行う。

### 3 多様な担い手の確保・育成のための活動

- (1) 県内外で新規就農セミナー相談会や雇用就農に特化した就農相談会を実施し、新規就農者の確保を図る。
- (2) ウェブ広告や新聞、雑誌、ラジオ等様々なメディアを活用した就農情報の提供を強化するとともに、市町村などの就農ガイドセンターにおける相談体制などを整備し、就農者に対する情報提供活動を強化する。
- (3) 新規就農希望者の技術習得のための研修を農業大学校や「就農学校」・「ファーマーズスクール」等地域の就農研修施設で実施する。また「ファーマーズスクール」で研修生を指導する就農コーチ(地域の優良農家)に対して就農条件の整備を支援する。
- (4) 新規就農者に対しては研修期間中や経営開始当初の収入を補完する青年就農給付金の給付を行うとともに、就農支援資金(研修資金)の償還助成を行う。
- (5) 規模拡大や6次産業化等経営発展に意欲ある認定農業者等を対象に法人化を推進する。
- (6) 農業への企業参入については県内外での誘致活動により、食品産業などの異業種や県外の農業法人などの参入を促進する。
- (7) 農地の円滑な取得を進めるために、農地中間管理事業を活用した農地集約の取組を強化するとともに、農業経営基盤強化資金等の金融対策事業を行い、経営規模の拡大を図る。
- (8) 小学生や中学生の農業体験や交流会を通じて、農山漁村に対する理解の促進を図るとともに、農業系学科設置校と農業大学校との連携を強化し、教育内容の充実を図る。
- (9) 農業大学校においては、時代のニーズに対応した高度な農業技術や経営技術の修得に向けた

カリキュラムを充実する。公開講義等により農業者の発展段階に応じた研修を行い、経営能力の向上を図る。同時に新規就農希望者に対して短期、中期、長期の研修を行う。

- (10) 青年農業者の活動を支援するとともに、認定農業者の法人化に向けた研修会や経営診断等の支援を行い、力強い経営体を育成する。
- (11) 各種研修会の開催に当たっては、大分農業文化公園の研修施設等を、積極的に利用し、農業者に加え県民に対しても、農業に対する知識修得と理解を促進する。

## 第8 農業経営の規模の拡大等と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県農業は、県民に対し新鮮で良質な農畜産物を安定的に供給するとともに、地域を構成する主要な産業の一つとして、所得の向上や伝統文化の継承等に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、農村における高齢化や都市化の進行などにより、販売農家ベースにおける農家数、農業就業人口は総じて減少傾向で推移している。

こうしたなか、本県では、農業基盤の整備や、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）に基づく導入基本方針等により、工業導入等を積極的に推進してきたところであるが、依然として多くの市町村は過疎の状況にあり、兼業のための農外就労の場の確保も厳しい状況にある。

一方、県下の交通体系は近年、飛躍的な発展を遂げ、これにより農村部においても新しい型の農業展開、農村発展も期待される場所である。

第61次大分農林水産統計年報によれば、平成26年時点における本県の農家1戸当たりの平均耕地面積は約0.83haで、販売農家のうち経営耕地が1ha未満の農家は販売農家総数の63.4%を占めており、地形的制約等から経営規模が小規模な農家が多い。また、平成25年における販売農家の農業所得率は26.4%で全国平均（26.6%）を下回り、農家経済の農業依存度が低く、兼業農家の割合が高い。

今後、農業をはじめとする地場産業等との調和等を十分に留意した農村工業の導入を進めるとともに、企業的な加工グループの育成や農業経営の法人化の推進等を通じ雇用型農業の展開を図るなど、新しい時代の潮流に即応した就業の促進を図る。

### 2 農村地域における就業機会の確保のための構想

上述の目標を踏まえ農村地域における就業機会の確保については以下の構想に基づき推進する。なお、就業機会の確保のための施設の設置に当たっては、優良農地の保全に努め、農用地利用計画との整合に留意した土地利用を図るものとする。

(1) 農村への工業の導入に際しては、農村地域工業等導入促進法等に基づき地域の特性を活かし、成長性、安定性及び雇用効果に優れ、無公害又は公害防止施設の完備されている業種を中心に導入を促進する。また、導入地域における農業と工業との均衡ある発展を維持するには、農業構造改善の諸施策と相まって農業従事者並びに離農者の雇用が促進されるよう配慮する必要がある。

このため、工業等の導入が十分でなく就業の機会が不足している地域を優先し、内陸型業種など雇用効果が大きく、かつ成長性と安定性のある工業等を導入するなどの配慮を行うものとする。

(2) 農村への工業の導入に際しては、地域における農業振興地域整備計画等の土地利用に関する計画等との整合性を保ちながら、地域社会との調和、とりわけ公害防止等環境の保全や農業をはじめとする地場産業との協調等に十分留意し導入を促進する。また、地域住民・地場のグループ自らによる起業化や新分野進出、就業・生活環境の整備、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携を通じた人、物、技術等の広域的かつ緊密な交流が促進されるよう、特色ある工業等の導入に配慮するものとする。

(3) 農林漁業者自らが農林水産物の加工・販売まで手がける6次産業化や食品産業などとの農商工連携により、地域資源を活用した付加価値の高い新たな商品開発や各産業の販路を活用した新しい販売ルートの開拓を進め、農家所得の拡大と雇用機会の確保を図る。

また、「おおいた農山漁村男女共同参画推進プラン」に従い、農村女性による農産加工・販売などの起業活動を積極的に支援し、就業機会の確保を図る。

(4) 都市住民の農業・農村に対する理解や関心を深めるとともに、本県の農村地域における豊かな自然や食材、伝統文化等の特性を生かした地産地消運動の推進及び直売所の活性化、グリーン・ツーリズムの推進により、農家所得の拡大と雇用機会の創出を図る。

## 第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

### 1 生活環境施設の整備の必要性

農村地域は、県民への食料の安定供給はもとより、水資源のかん養や洪水防止、土壌浸食・土砂崩壊の防止等自然環境の保全、生物多様性の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等多面的で公益的な機能を発揮している。

しかしながら、都市近郊における混住化や中山間地域における高齢化、過疎化の進行により社会構造が変化し、住民の連帯感が希薄になり、集落機能が低下するとともに集落ぐるみの生産活動も停滞しつつあり、食料の安定供給や県土、自然環境の保全、伝統文化の継承など農村地域がこれまで維持してきた機能の低下が懸念されている。

これらの多面的な機能が発揮されるためには農業・農村が健全に維持されなければならない都市地域に比べて整備の遅れている道路、生活排水処理施設、情報基盤など快適な生活に必要な生活環境基盤の整備を行うとともに、グリーン・ツーリズムや農業体験学習等観光融合型農業の推進により農業・農村に対する県民の理解を深め、「人と自然」、「都市と農村」が共生できる関係を構築することが必要である。

### 2 生活環境施設の整備の構想

1の基本的な考えに基づき、生活環境施設の整備構想と農用地利用計画との整合性を図り、優良農用地の確保に十分留意するとともに、幅広い住民参加による地域社会づくりに資するような利便性のある安全な施設の適正かつ効率的な整備を図る。

- (1) 計画の対象とする施設は整備の緊急度が高く、利用見込人口等を考慮した適正な規模とし、また、これらの施設の配置にあたっては適正な利用圏を設定するとともに、農業、一般道路等との関連にも十分留意する。
- (2) 都市には見られない農村地域個有の広い空間、豊かな緑を十分活かしたものとするとともに、類似施設との機能分担を明確にし、併せて地域の県産材を極力活用するなど地域の特性を活かしたものとする。
- (3) 整備する施設は、その受益者が主として農業従事者であるものを対象とするが、併せて農業従事者以外の居住者に係る良好な生活環境の確保についても十分配慮する。
- (4) 施設の整備に当たっては、当該施設を利用する住民の自主的な活動により施設の維持、運営が適正に行われるよう配慮する。